

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第20号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																	
（修学資金の額等） 第4条 修学資金の月額、次の表の左欄に掲げる者について、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。		（修学資金の額等） 第4条 修学資金の月額、次の表の左欄に掲げる者について、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額	1 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者	32,000円	略		略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額	1 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者	32,000円	略		略	
区分	月額																		
1 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者	32,000円																		
略																			
略																			
区分	月額																		
1 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者	32,000円																		
略																			
略																			
2～4 略		2～4 略																	
（償還の免除）		（償還の免除）																	

第12条 貸付金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

様式第16号（第17条関係）

就業場所移転届

年 月 日
鳥取県知事 様
修学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり、就業場所を移転しましたので、お届けします。

- 1 決定番号 第 号
- 2 変更期日 年 月 日
- 3 就業の場所 新
旧

4 新しい就業場所での職種

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
新就業施設名
雇入主氏名 ⑩

第12条 貸付金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年10月鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

様式第16号（第17条関係）

就業場所移転届

年 月 日
鳥取県知事 様
修学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり、就業場所を移転しましたので、お届けします。

- 1 決定番号 第 号
- 2 変更期日 年 月 日
- 3 就業の場所 新
旧

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
新就業施設名
雇入主氏名 ⑩

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。